

(別 紙)

総務建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条、第134条及び第136条の規定により報告いたします。

記

番 号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第1号	平成21年度奄美市一般会計補正予算(第7号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第4号	平成21年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第5号	平成21年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第7号	平成21年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第8号	平成21年度奄美市水道事業会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(6)	議案第10号	奄美市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第11号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
(8)	陳情第3号	米軍普天間吉徳之島移設反対及び米軍普天間基地の無条件撤去を求める陳情	一部採択とすべきもの
(9)	陳情第4号	米軍普天間基地の徳之島移設反対を求める陳情	一部採択とすべきもの
(10)	陳情第7号	「小規模工事登録制度の創設」を求める陳情	不採択とすべきもの

平成22年3月9日

総務建設委員長 朝木 一昭

奄美市議会議長 世門 光 殿

厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条、第134条及び第136条の規定により報告いたします。

記

番 号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第1号	平成21年度奄美市一般会計補正予算(第7号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第2号	平成21年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第3号	平成21年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(4)	請願第1号	奄美和光園の医療・福祉の充実と医療の地域解放の推進を求める請願	採 択すべきもの
(5)	陳情第2号	350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情	採 択すべきもの
(6)	陳情第8号	子どもの医療費の無料化に関する陳情	採 択すべきもの

平成22年3月9日

厚生委員長 竹田 光一

奄美市議会議長 世門 光 殿

産 業 経 済 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条、第134条及び第136条の規定により報告いたします。

記

番 号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第1号	平成21年度奄美市一般会計補正予算(第7号)について	原 案 可 決 す べ き も の
(2)	議案第9号	奄美市大浜海浜公園条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決 す べ き も の
(3)	陳情第1号	奄美空港発着航空路線の維持及び確保に関する陳情	採 択 す べ き も の

平成22年3月9日

産業経済委員長 三島 照

奄美市議会議長 世門 光 殿

文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番 号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第1号	平成21年度奄美市一般会計補正予算(第7号)について	原 案 可 決 す べ き も の
(2)	議案第6号	平成21年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計補正 予算(第1号)について	原 案 可 決 す べ き も の

平成22年3月9日

文教委員長 渡 京一郎

奄美市議会議長 世門 光 殿

一般会計予算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番 号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第12号	平成22年度奄美市一般会計予算について	原案可決すべきもの
(2)	議案第27号	奄美市情報公開条例及び奄美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	陳情第28号	奄美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第29号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第30号	奄美市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第31号	奄美市地域間交流拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第32号	奄美市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	陳情第34号	奄美市農業用大型機械条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(9)	陳情第35号	奄美市地域間交流拠点施設（あつた結い交流館）の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの

平成22年3月23日

一般会計予算等審査特別委員会委員長 伊東 隆吉

奄美市議会議長 世門 光 殿

特別会計予算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番 号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第13号	平成22年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(2)	議案第14号	平成22年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について	原案可決すべきもの
(3)	議案第15号	平成22年度奄美市老人保健医療特別会計予算について	原案可決すべきもの
(4)	議案第16号	平成22年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決すべきもの
(5)	議案第17号	平成22年度奄美市介護保険事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(6)	議案第18号	平成22年度奄美市訪問看護特別会計予算について	原案可決すべきもの
(7)	議案第19号	平成22年度奄美市笠寿園特別会計予算について	原案可決すべきもの
(8)	議案第20号	平成22年度奄美市公共下水道事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(9)	議案第21号	平成22年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(10)	議案第22号	平成22年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(11)	議案第23号	平成22年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算について	原案可決すべきもの
(12)	議案第24号	平成22年度奄美市と畜場特別会計予算について	原案可決すべきもの
(13)	議案第25号	平成22年度奄美市交通災害共済特別会計予算について	原案可決すべきもの
(14)	議案第26号	平成22年度奄美市水道事業会計予算について	原案可決すべきもの
(15)	議案第33号	奄美市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

平成22年3月23日

特別会計予算等審査特別委員会委員長 橋口 和仁

奄美市議会議長 世門 光 殿

参 考 资 料
(意 见 书)

所 轄 事 務 調 査 計 画 表 (案)

○委員会名 総務建設委員会

調査期間 平成22年5月25日(火)～28日(金)

調査値 岐阜県岐阜市, 愛知県尾張旭市

参加議員 朝木一昭, 奥 輝人, 伊東隆吉, 戸内恭次, 関 誠之, 与 勝広, 多田義一

派遣の目的 ①行政改革について
②事務事業評価について
③健康都市推進事業について
④新盛里山耕流塾について

○委員会名 厚生委員会

調査期間 平成22年5月11日(火)～14日(金)

調査値 富山県庁, 富山県小矢部市

参加議員 竹田光一, 大迫勝史, 平 敬司, 向井俊夫, 崎田信正, 平田勝三, 蘇嘉瑞人

派遣の目的 ①富山県の少子化対策・子育て支援重点事業(1～3の各事業)
②矢部市の頑張る地方応援プログラム
③ " マイ保育所(園)登録事業
④ " 放課後児童クラブの利用について

○委員会名 産業経済委員会

調査期間 平成22年5月10日(月)～13日(木)

調査値 兵庫県豊岡市, 福井県小浜市

参加議員 三島 照, 竹山耕平, 柴 勝正, 里 秀和, 奈良博光, 師玉敏代

派遣の目的 ①地場産業育成支援について
②伝統工芸品の支援・振興策
③「食のまちづくり」の取組
④有害鳥獣の産業化について

○委員会名 文教委員会

調査期間 平成22年5月11日(火)～14日(金)

調査値 石川県輪島市, 石川県金沢市

参加議員 渡京一郎, 橋口和仁, 泉 伸之, 平川久嘉, 世門 光, 叶 幸与

派遣の目的 ①輪島市地域ぐるみの学校支援推進事業について
②特色ある地域文化の継承と進行について
③学校教育金沢モデルについて

米軍普天間基地の徳之島移設案に反発する決議

奄美群島は、第二次世界大戦後に日本本土から切り離され、住民の意見を問うこともないまま米国軍政下に置かれることとなったが、群島民は真の思いを伝えるべく、実に99.8パーセントにも上る日本復帰の署名運動を展開するとともに、十数回にも及ぶ群民総決起大会断食運動も行った。

そのような群民の日本復帰への強く熱い想いを訴えた結果、昭和28年12月25日に奄美群島は悲願であった日本復帰を遂げ、今日に至っているものである。

昭和29年の奄美群島復興特別措置法制定以来、今日の奄美群島振興開発特別措置法に至って、「基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に質する」という目的の下、社会的基盤整備も進み、農林水産業の発展にもチカラを入れている現状と併せ、貴重な固有動植物の宝庫である奄美群島全体で世界史全遺産登録を目指し、官民挙げて尽力している中、今日、米軍普天間基地の移設先として徳之島を有力視する案が何の前触れもなく報道されたことに、群島民は大きな衝撃を受け、非常に不安を感じている。

480ヘクタールにも及ぶ普天間基地の移設先として浮上した徳之島は、本市から93キロメートルの距離であり、沖永良部島へ70キロメートル、与論島へ110キロメートルと、決して徳之島1島の問題ではなく、奄美群島全体で議論されるべき問題である。

言うまでもなく、沖縄県民・普天間住民が長年負担してきた苦痛は大いに了察されるものであり、普天間基地移設の必要は十分認識するところであるが、その前提には移設先とされる自治体との合意形式が最低限必要であり、このような重大な問題において在民主権の国家による法的な強制収用があってはならないと考えるものである。

米軍普天間基地の徳之島移設案に断固反対するとともに、日米二国間合意に基づくものでなく、また、住民・国民に対しての説明や合意形成を得ることもない現状において、米軍基地の移設という新たな形での負担を再び奄美群島民に一方的に課することが繰り返されることがないよう、強く抗議するものである。

以上、決議する。

平成22年3月9日

奄美市議会

奄美和光園の医療・福祉の充実と医療の地域開放の推進を求める意見書

国立療養所奄美和光園は、昭和62年から25年以上にわたり、一般外来診療を行い、地域医療に貢献してきました。特に皮膚科においては、本島内にとどまらず、遠方から患者が来られるなど、地域医療に大きな役割を果たしていました。

しかし、平成21年12月、常勤医師が1名になったことをきっかけに一般外来は休診となり、今日においても再会のめどは立っていません。

平成21年4月に施行されたハンセン病問題の解決の促進に関する法律では、第11条において医師・看護師・介護員の確保における国の責任が明確にうたわれるとともに、第12条では入所者の生活環境が地域社会から孤立することがないようにするための療養所の社会化がうたわれています。

国の謝った施策によって人生被害を被ったハンセン病元患者の皆さんの、ハンセン病問題の抜本的解決を求める声によって作られたこの法律の理念に則るのであれば、国・厚生労働省には、入所者の皆さんが安心して暮らせる療養環境を確保するために、社会との共生を実現する療養所を確立する債務があります。

和光園の療養所機能を充実・強化し、入所者の皆さんの医療・福祉を確保するとともに、法の理念に則った社会との共生が実現するよう、以下の事項を強く要望いたします。

記

- 1 国立療養所奄美和光園の一般外来診療を早急に開始するとともに、一般入院制度を実現すること。
- 2 国立療養所奄美和光園の医師定数の確保に最大限努力するとともに、医療法上の医師定数を上回る定数拡大を行うこと。
- 3 国会決議に基づき、国立療養所奄美和光園の医療・看護・介護体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月9日

奄美市議会

子どもの医療費の無料化に関する意見書

今、日本の少子化は世界に例を見ない速さで進行し、深刻な状況となっている。その原因は単純ではないが、非正規雇用の増加や失業者の増加など、子育て世代の経済的困難が大きな原因の一つと考えられる。

子どもの病気の多くは突発的に発生して、子育て中の保護者にとって、子どもに係る医療費は突然発生し、家計の大きな負担となっている。子どもの具合が悪くなったとき、医療費の心配なく、安心して受診できる環境を作ることは、子育て支援の重要な施策と考えるところである。

今、全国的に義務教育修了（中学校卒業）までの医療費を無料化が進められているが、国の制度として、子どもの医療費無料化を実現するよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月9日

奄美市議会

350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

我が国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人もおり、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染、国の責任による病原病とされる。ウイルス性肝炎は、慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝臓がんに進行し、命が危険となる重大な病気である。肝炎患者の大半は、インターフェロン治療の助成以外は何の救済策もないままであり、病気の進行、高い治療費負担、生還困難にあえぎ、毎日120人ほどの患者が命を奪われている。感染に気づかず、治療しないまま肝炎が進行している人も少なくない。

肝炎患者のうち、フィブリノゲンなど特定血液製剤を投与して感染したことがカルテなどで証明できた薬害C型肝炎被害者にのみ、裁判手続を経て、国が給付金を支払う薬害肝炎救済特別措置法（以下「救済特措法」という。）が平成20年1月に制定された。

しかし、C型肝炎患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するので、気づいたときにはカルテの保存義務の5年が過ぎており、ほとんどの患者はカルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、救済特措法による対象から除外されている。

救済特措法制定の際の衆参両議院の付帯決議にあるように、①手術記録・母子手帳等の書面、②医師等の投与事実の証明、③本人・家族等による証言によって、特定血液製剤による感染の可能性のある患者は薬害肝炎被害者として認め、救済特措法を適用し、広く救済する仕組みにしなければならない。

また、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎感染被害を出した予防接種事件では、最終の司法判断が下され、国の責任が確定しているにもかかわらず、今なお係争が続いており、B型肝炎患者救済のために早期の解決が求められている。以上のようなB型・C型肝炎感染の経緯を踏まえて、国内最大の感染症被害をもたらしたことに対する国の責任が明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた肝炎対策基本法が平成21年11月に制定された。しかしながら、患者救済の根拠となる肝炎対策基本法はできたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進まない。

よって、国会及び政府におかれては、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 肝炎対策基本法を基に、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。
- 2 救済特措法による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、患者・医師らの記憶、証言などを基に特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者も救済すること。
- 3 集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。
- 4 肝庇護薬・検査費用・通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援・生活保障を行うこと。肝炎対策基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。

- 5 ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備，治療薬・治療法の開発促進，治験の迅速化などを図る。
- 6 医原病であるウイルス性肝炎音発症者に，一時金又は健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
- 7 肝炎ウイルスの未検査者，ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し，早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに，ウイルス性肝炎への偏見差別の解消・薬害の根絶を図ること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月9日

奄美市議会

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書

平成21年7月、本市議会は、オバマ米国大統領のプラハ演説以降の核兵器のない世界に向けて国際的な気運の高まりをとらえ、「核兵器廃絶への国際条約締結へ政府の具体的な努力を求める意見書」を可決し、日本政府に、被爆した世界でただ一つの国の政府として、平成22年の核不拡散条約（NPT）再検討会議において、核保有国をはじめとして国際社会が核兵器根絶国際条約の締結を目指して、国際交渉を開始するよう働きかけることを要請したところです。

平成21年9月、国連安全保障理事会首脳級特別会合において、鳩山由紀夫首相は被爆国として核兵器根絶の先頭に立つとの決意を明確に表明されました。また、日本政府が米国などと共同提案した核廃絶決議案についても、国連総会第1委員会でも過去最多の国々の賛成で採決されるなど、日本政府の被爆国としての取組は一つ一つ成果を積み上げてきています。

一方、平成21年8月、長崎市では、世界の3,680都市（平成22年3月1日現在）が加盟する平和市長会議総会が開催され、2020年までに核兵器を廃絶するための道筋と、各国政府が遵守すべきプロセスなど定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を、平成22年5月のNPT再検討会議において採択を求めることなどの具体的な提案を盛り込んだ「ナガサキアピール」が決議されました。

このような動きを踏まえ、被爆国の政府としての核兵器廃絶の取組を更に確実なものにするために、国会及び政府におかれては、平和市長会議が提案する「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、平成22年5月のNPT再検討会議において、同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国をはじめとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日

奄美市議会

平成22年度離島振興事業の推進に関する意見書

離島地域の生活と産業経済の安定・向上を図る上で、極めて重要な下記の離島振興事業の推進について、社会的公平確保の見地から、特段の御配慮を賜りますよう強く要請します。

記

1 離島に係る揮発油税の減税

自動車関連諸税の見直しに当たっては地方財政に影響を及ぼさないよう、地方の減収分については税制措置による確実な補填を行うこととした上で、「離島地域に係る揮発油税の減免措置」について、これお早急に実施すること。

2 離島航路の原則無料かの実現とその抜本整理

交通モード差による物流・生活の高コスト構造に悩む離島生活のあい路打開のため「物流コストの引き下げを通じて生活コストを引き下げる」ことを目的として高速道路の原則無料化対策を実施するのであれば、施策の均衡上、生活道路としての離島航路の「運賃・料金の原則無料化」を実施し、併せて航路整備に係るハード・ソフト両面からの財政支援を抜本拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日

奄美市議会